

## 令和6年度 静岡県訪日教育旅行誘致に係る関係者招請業務委託仕様書

### 1 業務名称

令和6年度 静岡県訪日教育旅行誘致に係る関係者招請業務

### 2 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月7日まで

※訪日教育旅行とは、海外の学校に通う児童・生徒が教職員などの引率のもと行う訪日団体旅行のことを指す

### 3 目的

令和5年にコロナウイルスが5類に位置づけられて以降、本県の訪日教育旅行受入れ件数は回復の兆しをみせ、今年度は10月末時点で51件（前年同期比189%）と大幅に回復した。

本事業は、更なる需要の拡大に向けて、旅行会社及び教育関係者を招請し、実際に本県の自然体験、ホームステイ、学校交流の受入体制等を視察することにより、静岡県への訪日教育旅行の誘致を図るものである。

### 4 予算上限額

5,300千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限額とする。

### 5 業務の内容

#### (1) 中国市場向け

##### 【招請者】

訪日教育旅行を手配する中国現地の旅行会社

##### 【招請回数】

1回

##### 【招請人数】

7名

##### 【招請期間】

4泊5日

##### 【招請時期】

令和7年2月10日（月）～2月14日（金）

##### 【業務内容】

ア 訪日教育旅行に適する視察行程の企画提案・管理運営・事前調整

- ・学校視察・ホームステイを必ず入れること。
- ・学校視察は2校以上とし、視察に係る調整を行うこと。
- ・一般的な観光ではなく、教育旅行促進に向けた招請となることから、SDGsや教育要素を意識した視察先・体験コンテンツを提案すること。
- ・2月10日（月）の午後は、地域DMOによる事業説明会を実施するため、静岡市内に会場を確保し、見積額に含めること。
- ・2月10日（月）の夜は、交流会（12名）を開催するため、会場を確保し、交流会に係る食事代を見積額に含めること。

- イ 視察に係る航空券、宿泊、食事、交通手段及び通信手段の確保等の一切の手配
  - ・招請者7名の、国内の移動及び宿泊に係る費用を見積額に含めること。
  - ・招請者7名の、昼食5回・夕食4回（2月10日の交流会含む）に係る費用を見積額に含めること。
  - ・招請者7名の、施設体験に係る入場料・体験料を見積額に含めること。
  - ・中国国内の交通費は除くこと。
  - ・上海空港浦東国際空港、富士山静岡空港を利用した行程とし、航空券代は12月下旬頃の金額として見積額に含めること。
  - ・通訳1名・ガイド1名に係る手配、食事、宿泊、体験・入場料等を見積額に含めること。
  - ・学校の視察に係る記念品等は1万円を上限として見積額に含めること。
- ウ 本事業の視察に関する説明資料の作成・翻訳
- エ アンケートの実施・翻訳
- オ 被招請者への事前事後フォローアップ

## (2) 台湾市場向け

### 【招請者】

台湾現地の国際教育連盟関係者

### 【招請人数】

7名

### 【招請時期】

令和7年2月18日（火）～2月21日（金）

### 【招請期間】

3泊4日

### 【業務内容】

- ア 訪日教育旅行に適する視察行程の企画提案・管理運営・事前調整
  - ・学校視察を必ず入れること。
  - ・学校視察は2校以上とし、視察に係る調整を行うこと。
  - ・一般的な観光ではなく、教育旅行促進に向けた招請となることから、SDGsや教育要素を意識した視察先・体験コンテンツを提案すること。
  - ・2月18日（火）の午後は、地域DMOによる事業説明会を実施するため、静岡市内に会場を確保し、見積額に含めること。
  - ・2月18日（火）の夜は、交流会（15名）を開催するため、会場を確保し、交流会に係る食事代を見積額に含めること。
  - ・2月19日（水）の午前9時から10時30分は、静岡県庁訪問の時間を確保すること。
- イ 視察に係る航空券、宿泊、食事、交通手段及び通信手段の確保等の一切の手配
  - ・招請者7名の、国内の移動及び宿泊に係る費用を見積額に含めること。
  - ・招請者7名の、昼食3回・夕食3回（2月18日の交流会含む）に係る費用を見積額に含めること。
  - ・招請者7名の、施設体験に係る入場料・体験料を見積額に含めること。
  - ・台湾国内の交通費は除くこと。

- ・羽田空港又は成田空港を利用した行程とし、航空券代は12月下旬頃の金額として見積額に含めること。
- ・通訳1名・ガイド1名に係る手配、食事、宿泊、体験・入場料等を見積額に含めること。
- ・学校の視察に係る記念品等は1万円を上限として見積額に含めること。

ウ 本事業の視察に関する説明資料の作成・翻訳

エ アンケートの実施・翻訳

オ 被招請者への事前事後フォローアップ

## 6 留意事項

- ・招請者は12月末に決定する。(予定)
- ・見積書に内訳を明記すること。
- ・被招請者が無理なく安全に行動できる行程とし、被招請者は、招請中、必ず旅行保険（旅行期間中における病気・怪我・物損等に対応するもの）に加入すること。
- ・視察許可に係る調整や施設、コンテンツ利用に係る手配、精算、権利関係の整理等、視察に係る関係機関との一切の調整は受託者が行うこととし、関係者への説明に当たっては、静岡県が実施する事業であること、事業の趣旨等をよく説明すること。
- ・視察中の写真撮影等については、被招請者以外の映りこみに留意することとし、周囲に被招請者以外の人がいる場合、訪日教育旅行を誘致するための視察である旨を口頭で周知・掲示する等、必要な対応を行うこと。
- ・本事業を円滑に実施できるよう、運営管理者として、最低でも管理者1名及び通訳1名以上が同行し、案内を行うこと。

## 7 納品物、納期、納品場所

下記のとおり期限までに委託業務実績報告書を提出すること。

- (1) 納品物 委託業務実施報告書 1部（印刷物、データ）
- (2) 納品期限 令和7年3月7日（金）
- (3) 納品場所 静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光振興課

## 8 その他

- ・受託者は、委託者との協議の上業務を進めること。
- ・成果物に係る一切の権利は、静岡県に帰属するものとする。
- ・各種権利に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。
- ・仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。